



目 次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
○道路の供用開始 (2件)	(〃) 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	2
○政治団体異動の届出 (2件)	2
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体指定の届出	4
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	4
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域 連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則	4

告 示

高知県告示第460号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡馬路村馬路字星越2574の58、字上り畝2621の5、字土平2626の4、2626の13、字スガキ谷2627の4、字芝ノ鼻2635の14、字久保2674の7、2674の9、2674の14、2674の20、2674の32から2674の34まで、字西ノ峰2678の1、2678の4、字丸山2749の4、字長荒レ2754の4、2755の9、2755の10、2755の12、2755の16、字押谷2768の15、2768の16、字夏尾北平2805の32、字中ノ畝3330の29、字西谷セイ3650の9、字船ヶ久保3655の49、3655の50、字カゲヒラ3671の17、字瀬戸ヶ谷3834の45、字カラ谷4202の4（次の図に示す部分に限る。）、4198の12、4198の17、字金林寺山4278の2・4278の15（以上2筆について

次の図に示す部分に限る。)

- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 作屋影野停車場
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字新井屋甲1304番1 から 高岡郡四万十町七里 字保喜甲1405番1ま で	前	4.3 } 8.8	345
	後	9.2 } 15.3	

高知県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

- 路線名 岩戸明ヶ谷
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市北地字松崎700番1 から 土佐市北地字松崎694番1 まで	72	平成22年7月27 日

高知県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 佐喜浜吉良川
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字下中尾 5345番1から 室戸市佐喜浜町字上中尾 2935番1まで	595	平成22年7月27 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	山中 榮	香美市土佐山田町杉田	61
〃	大岸 昌平	〃 〃 宮ノ口	671-1
〃	山崎 一	〃 〃 〃	590-1
〃	船谷 昌男	〃 〃 船谷	62
〃	船谷 隆博	〃 〃 〃	183

〃	公文 延晴	〃	〃	佐古藪	126
〃	公文 豊広	〃	〃	〃	515
〃	山崎 仁	〃	〃	影山	328
〃	上村 昭夫	〃	〃	林田	234
〃	宮本 耕一	〃	〃	〃	504-1
〃	國枝 章	〃	〃	〃	269
〃	藤本 正	〃	〃	山田島	117
〃	村田 衛生	〃	〃	〃	225
〃	原 豊之	〃	〃	神母ノ木	151-2
監事	濱田 和代	〃	〃	宮ノ口	516
〃	石川 陽三	〃	〃	船谷	169
〃	永野 昭夫	〃	〃	影山	243-イ；ロ地
〃	岩井紀代子	〃	〃	林田	516
(就任)					
理事	森田 正仁	香美市土佐山田町	杉田		517
〃	山崎 一	〃	〃	宮ノ口	590-1
〃	大岸 高晴	〃	〃	〃	697-7
〃	舟谷 幾男	〃	〃	船谷	61
〃	船谷 清考	〃	〃	〃	184-1
〃	公文 延晴	〃	〃	佐古藪	126
〃	公文 豊広	〃	〃	〃	515
〃	永野 勝征	〃	〃	影山	142
〃	上村 敬介	〃	〃	林田	407
〃	山本 勝己	〃	〃	〃	180
〃	竹島 和夫	〃	〃	山田島	91
〃	竹島 洋昭	高知市みづき三丁目			3502
〃	濱田澄美子	香美市土佐山田町加茂			643
〃	原 豊之	〃	〃	神母ノ木	151-2
監事	島村 三省	〃	〃	東本町	5-3-19
〃	小松 幸一	〃	〃	船谷	18-1
〃	濱田 和代	〃	〃	宮ノ口	516
〃	永野 昭夫	〃	〃	影山	243-イ；ロ地

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年7月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事	届出年月日
----	-------	-------	------	-------

		氏名	務所の所在地	
自由民主党高知市上街支部	井上 和江	中川 真紀	高知市玉水町6	平22・6・25

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ためちか初男後援会	為近 香代	為近 初男	香美市物部町神池1947	平22・6・4
丸岡秀夫後援会	丸岡 秀夫	丸岡 啓子	安芸市本町二丁目11-15	平22・6・17
前田強後援会	前田 強	前田 強	高知市竹島町82-3	平22・6・23
脇まさし梶原町後援会	新谷 章男	中越 和夫	高岡郡構原町構原1444番地1	平22・6・24

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年7月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党大月町支	安田 廣	中平 和雄	幡多郡大月町弘見3967-66	平22・6・14

異動後	部	坂本 駿一	安田 浩二	幡多郡大月町清王139	
異動前	自由民主党高知市支部連合会	谷相 勝二	異動なし	高知市升形1-21	平22・6・25
異動後		東川 正弘		高知市升形2-15	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	小川豊治後援会	武内 義典	異動なし	異動なし	平22・6・9
異動後		岡本 役雄			
異動前	日本栄養士連盟高知県支部	異動なし	吉松 久美子	高知市本町四丁目1-35	平22・6・10
異動後			川久保 明美	高知市丸ノ内一丁目7-45	
異動前	山田としお高知県後援会	山崎 實樹助	西原 正和	異動なし	平22・6・18
異動後			西原 正和	久岡 隆	
異動前	久万としちか後援会事務所	異動なし	異動なし	高知市桜井町一丁目8-32	平22・6・22
異動後				高知市竹島町85-22	

異動前	有元和哉後援会	恒石 万由美	異動なし	異動なし	平22・6・23
異動後		田村 嘉文			
異動前	高知県生活衛生同業組合連合会政治連盟	山下 哲郎	異動なし	異動なし	平22・6・23
異動後		篠原 重宝			

高知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成22年7月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
高野光二郎後援会	代表者	横山 公大	高野 光二郎	平22・6・4

高知県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成22年7月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
二神正三を育てる八日会	宿毛市和田340-3	浦中 道弘	解散	平22・6・1

高知県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年7月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
高野 光二郎	参議院議員	高野光二郎後援会	高知市比島町四丁目1-40	高野 光二郎	平22・6・4

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月27日

高知県監査委員 森田 英二
同 式地 寛肇
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

大西 正祐 大阪府東大阪市御厨西ノ町一丁目1番28号
大隅 憲治 大阪府大阪市阿倍野区相生通一丁目3番5号
2 監査の事務を補助できる期間
平成22年7月27日から平成23年3月31日まで

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月27日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第31号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「総務課長補佐 企画財政課長補佐 人事情報班長」を「総務課長補佐（人事を担当する者に限る。） 企画財政課長補佐（財政を担当する者に限る。） 人事班長」に改め、同表安芸市市長部局本庁の項中「会計管理者」を「参事 会計管理者」に改め、同表南国市の項中

農業委員会事務局	局長
----------	----

を

農業委員会事務局	局長
監査委員事務局	局長

に改め、同表須崎市市長部局本庁の項中「室長」を削り、同表宿毛市市長部局本庁の項中「人事係長 秘書係長」を「秘書係長 人事係長」に改め、同表四万十市市長部局本庁の項中「課長 総務課長補佐」を「参事 会計管理者 課長 総務課長補佐」に改め、同表四万十市教育委員会の項中

西土佐事務所	所長
図書館	館長

を

図書館	館長
西土佐事務所	所長

に改め、同表香南市市長部局本庁の項中「課長」を「会計管理者 課長」に改め、同表香美市市長部局本庁の項中「課長 総務課長補佐」を「会計管理者 課長 総務課長補佐」に改め、同表東洋町町長部局本庁の項中「出納室長」を「出納室長 地域包括支援センター事務局長」に改め、同表芸西村村長部局本庁の項中「総務課参事」を削り、同表本山町町長部局本庁の項中「出納室長」を「室長」に改め、同表本山町町長部局病院の項中「参事」を削り、同表大豊町町長部局本庁の項中「課長」を「課長 総務課参事」に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「総務課参事」を「町民課参事」に、「総務課長補佐」を「総務課長補佐 総務課総務係長」に改め、同表いの町町長部局総合支所の項中「吾北総合支所ほけん福祉課参事 本川総合支所住民課参事」を「吾北総合支所国土調査課参事」に改め、同表日高村教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表黒潮町町長部局の項中

本庁	課長
総合支所	課長 会計管理者

を

本庁	会計管理者 課長 産業推進室長
支所	課長

に改める。
別表第2香南香美衛生組合の項及び香南斎場組合の項中「所長」を「所長 会計管理者」に改め、同表香南香美老人ホーム組合の項中「施設長」を「施設長 会計管理者」に改め、同表幡多中央環境施設組合の項中「事務局長」を「事務局長 会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。